

令和6年(モ)第1083号 移送申立事件

(基本事件・令和6年(ワ)第6807号投稿記事削除等請求事件)

決 定

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

5 申立人(基本事件被告) 宮 部 龍 彦

大阪市港区波除4-1-37 HRCビル9階

相手方(基本事件原告) 部落解放同盟大阪府連合会
(以下「相手方連合会」という。)

ほか1名

10 相手方ら訴訟代理人弁護士 中 井 雅 人

同 南 和 行

同 小 野 順 子

主 文

本件移送申立てを却下する。

15 事 実 及 び 理 由

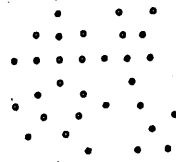
第1 申立て及び主張

申立ての趣旨及び理由は、別紙「移送申立書」及び「意見書」(10月10日付)記載のとおりであり、これに対する相手方らの意見は、別紙「意見書」(10月2日付)のとおりである。

20 第2 当裁判所の判断

1 基本事件は、申立人が相手方連合会の構成員の居住地域を被差別部落と特定し、これを複数の記事にしてインターネット上に公開したことなどによって、相手方らの差別されない権利を侵害したなどとして、相手方らが申立人に対し、人格権に基づき、上記記事の削除及びその掲載の差止めを求めるとともに、不法行為に基づき損害賠償の請求をした事案である。

2 基本事件の管轄は、義務履行地として相手方らの住所地を管轄する大阪地方



裁判所及び不法行為地を管轄する裁判所、申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する横浜地方裁判所（相模原支部）にあると認められるところ、相手方は上記管轄裁判所のいずれに訴訟を提起するかを選択することができる。

5 申立人は、基本事件が大阪地方裁判所で審理される場合、申立人は、期日ごとに住所地である神奈川県から大阪地方裁判所まで出頭する必要があるところ、その出頭に要する費用・時間、出頭のための休業の必要等において過度の負担が強いられると主張するが、上記主張に係る事情は、基本事件を横浜地方裁判所（相模原支部）に移送すべきことを基礎づけるものとはいえない。

10 また、申立人は、基本事件を横浜地方裁判所（相模原支部）に移送しても、民事訴訟法 87 条の 2 に定める方法による手続遂行や同法 204 条に定める証人尋問等を行うことが可能であるから、相手方らの負担が過大になることはない旨主張するが、第 1 回口頭弁論期日前の現時点では、基本事件において申立人が主張する方法での手続を行うことについて相当性が認められるかは明らかでなく、上記主張に係る事情も、基本事件を横浜地方裁判所（相模原支部）に
15 移送すべきことを基礎づけるものとはいえない。

さらに、その他の申立人の主張に係る事情も、訴訟の著しい遅滞を避け、あるいは当事者の衡平を図るために、基本事件を横浜地方裁判所（相模原支部）に移送すべきことを基礎づけるものとはいえない。

第 3 結語

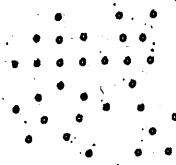
20 以上によれば、本件申立には理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

令和 6 年 10 月 30 日

大阪地方裁判所第 22 民事部

25

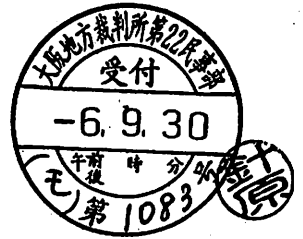
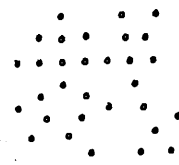
裁判長裁判官 松 本 展 幸



裁判官 寺 田 幸 平

5

裁判官 清 水 康 平



令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件

原告 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

被告 宮部龍彦

移送申立書

令和6年9月26日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

被告 宮部龍彦

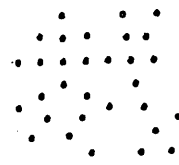
第1 申立ての趣旨

頭書事件について、横浜地方裁判所相模原支部に移送する。

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

- 1 訴えは、突然訴えられることで生じる被告の応訴の負担を考慮して、原則被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する(民事訴訟法4条1項)。そして被告の普通裁判籍は住所地にある(同条2項)ところ、被告の現在の住所は、神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1番23である。
- 2 さらに、不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所に提起するのが原則である(民事訴訟法5条9号)。そして、原告が言うところの人格権侵害等にあたるという情報を配信しているサーバーは、現在被告の住所に設置されている。
- 3 以上のことから、横浜地方裁判所相模原支部に訴えを提起するのが原則である。
- 4 また、原告には訴訟代理人である弁護士がいるのに対し、被告はいわゆる本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上である。
さらに、原告は神奈川県から大阪府まで自らの出捐で交通費と移動の時間を



負担する上、仕事も休む必要があり、応訴の煩雑さと労力が求められる。その負担は、本件訴訟物の価額や重要性に比して過度なものである。

この点、民事訴訟法 17 条にいう訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者間の衡平を図る必要がある。

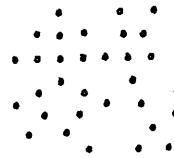
- 5 そして、原告は、訴訟に精通した訴訟代理人を有していることから、原告自ら仕事等を休んで出頭する必要はなく、横浜地方裁判所相模原支部における訴訟追行に支障があるとは、到底認められない。

原告の訴訟代理人の中井雅人は、甲第 2 号証の 1 の 1 頁から分かる通り、当事者双方が関係する東京地方裁判所および東京高等裁判所で行われた裁判で代理人を務めており、東京での口頭弁論に出頭していた。また、東京に事務所を置く弁護士と共同で代理人を務めている。これらの事実や、原告らの財力や組織力を見れば、被告が御庁に出頭するよりも、原告代理人弁護士あるいは原告らと関連する弁護士が横浜地方裁判所相模原支部に出頭する方が、はるかに負担が少ない。

また、報道されている通り、原告らと関連する訴訟が新潟地方裁判所、さいたま地方裁判所でも提起されており、それらをできる限り 1 箇所の裁判所に移送すれば、判断が分かれずに済む。

- 6 また、その訴訟代理人の出頭についても事件の審理に際して、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（民事訴訟法 87 条の 2）によって、口頭弁論期日における手続を行うこともできる。

仮に、当事者尋問又は証人尋問が必要となる場合であっても、映像等の送受信による通話の方法による尋問（同法 204 条）等を行うことが可能であるから、



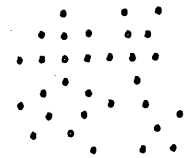
事件を横浜地方裁判所相模原支部で審理する場合の原告の負担が大きなものとは認められない。

- 7 また、御庁に被告が出頭する場合、原告の関係者が多数傍聴に訪れることが予想され、そのこと自体が均衡を欠くし、御庁が警備等のために過大な負担をすることになる。

民事訴訟は紛争を最小限の労力で速やかに解決することが目的であって、傍聴人を集めて示威行為をすることが目的ではないのだから、事件を横浜地方裁判所相模原支部で審理することが、訴訟経済上最も合理的である。

- 8 よって裁判の当事者間の衡平を図るために、被告は、民事訴訟法 17 条に基づき、原告の被告に対する訴えを横浜地方裁判所相模原支部へ移送することを求める。

以上



令和6年(モ)第1083号 移送申立て事件

(基本事件 令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件

申立人(基本事件被告) 官部龍彦

相手方(基本事件原告) 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

意見書

令和6年10月10日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

申立人 官部龍彦



頭書移送申立て事件について、次のとおり意見を補足する。

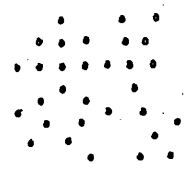
第1 さいたま地方裁判所での裁判の状況

さいたま地方裁判所で、令和5年12月6日に申立人が相手方関係者から提訴されており、令和6年3月12日、同6月26日、同9月18日に口頭弁論が行われている。資料1、資料2に示す通り、さいたま地方裁判所では口頭弁論の度に解放同盟関係者が100人以上裁判所に押しかけ、埼玉県警も応援に来て、毎回少なくとも十数人が法廷の警備にあたるという、異様な状況が生じている。

それにも関わらず、さいたま地方裁判所がリモートでの弁論を認めないなど、適切な措置を取らないため、資料3、資料4の通り、令和6年9月26日に異議申し立て及び移送の申し立てをした。

第2 新潟地方裁判所での裁判の状況

新潟地方裁判所においては、令和6年1月24日に申立人が相手方関係者から提訴された。令和6年10月2日相手方意見書の附属書類から分かる通り、申立人はその裁判について移送を申し立てている。令和6年10月4日に東京高等裁判所



が申立人の即時抗告を棄却したが、資料5の通り同10月10日付けで抗告許可申し立てをしたところである。

資料6の通り、新潟地方裁判所でも相手方関係者が裁判所に多人数で押しかける準備をしている。

第3 相手方意見書について

相手方が、申立人の新潟地方裁判所に対する移送申立書を提出していることは、新潟地方裁判所での訴訟の原告らと相手方が実質的に同一のグループと見ることができる証拠である。

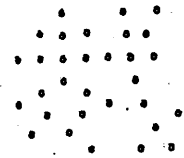
相手方は、申立人が各地で部落探訪をしているから、大阪に来るのも容易いかなのように言うが、それはあたかも申立人が各地の裁判のついでに部落探訪をすることを期待するようであり、相手方の訴訟の動機が真剣なものでないことの現れである。

また、相手方は、あたかも申立人が訴訟を遅延させようとしているかのような主張をしているが、そうではない。前述のような状況を鑑みれば、むしろ申立人が移送を申し立てない方が非常識である。

それでもあえて、さいたま地方裁判所において申立人は移送を申し立てずに応訴している。しかし、相手方のグループ(部落解放同盟)が主張の陳述を先延ばしにした上に書面の提出を遅延させ、遅延した書面でも法律関係の主張をしないなどの遅延行為を行った。

相手方の目的は、各地の裁判所で管轄を取得し、その後は裁判を引き延ばして、裁判所を集会所のように利用して示威行為を行うことである。

一連の裁判はいずれも個人が相手であり、出版や表現に関わる裁判であり、誰かに具体的な損害が生じているものでもないのに、まるで国や企業相手の公害訴訟かのような様相を呈している。顕著な事実として令和5年6月28日に東京高等裁判所が、



部落の地名を公言することを、あたかも都府県単位で生ずる公害であるかのような判決をしたことがそもその原因であり、申立人としては司法関係者に猛省を求めたい心情である。

御庁においても、同様またはそれ以上の事態が生ずる蓋然性が高い。また、相手方は今後も同様の行為を各地の裁判所で繰り返して、司法資源を浪費させる蓋然性も高い。

訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために本件の移送を行うことが合理的であることが明らかであり、移送しないことは著しく公益に反することから、本件申し立てを行うものである。

以上

付属資料

1. 掲載自体が人格権侵害～「部落探訪」の性質明らかに埼玉訴訟で第3回口頭弁論『解放新聞』令和6年10月5日
2. さいたま地方裁判所の傍聴券配布情報 令和6年6月26日
3. 訴訟指揮等に対する異議申立書 令和6年9月26日
4. 移送申立書 令和6年9月26日
5. 抗告許可申立書 令和6年10月10日
6. 第1回期日が取り消しに ～「部落探訪」削除裁判 新潟訴訟『解放新聞』令和6年6月15日



HOME



NEWS 三折



連載コラム



カレンダー



解説



旗山時評



資料



リンク



NEWS & 主張

掲載自体が人格権侵害～「部落探訪」の性質明らかに 埼玉訴訟で第3回口頭弁論

「解放新聞」(2024.10.05-31.15)



経過報告し、主催者あいさつする片岡明幸・埼玉県連委員長(9月18日・さいたま市)

【埼玉】被差別部落をインターネット上にさらす「部落探訪」(現・「曲輪クエスト」)削除を求める埼玉訴訟の第3回口頭弁論が9月18日午後、さいたま市のさいたま地裁でおこなわれた。原告の第3準備書面や、提訴後に掲載された埼玉県内の記事8本の差し止めを請求の趣旨に含める書面提出のほか、原告の証拠では、片岡明幸・埼玉県連委員長の意見書などが提出された。

第3準備書面は、「部落探訪」が被差別部落を特定し暴露する性質のコンテンツであり、記事掲載自体が人格権侵害と明らかにしたもので、「被告が被差別部落を特定した、当該部落に多い姓を特定したとして、それを公にさらすことは、被差別部落やその住民に対する差別意識を醸成し、さらなる差別を生み出すものであって、決して許されるものではない」と指弾した。

片岡県連委員長の意見書は、「部落探訪」をきっかけに部落出身を知られ、婚約破棄になった山口県の事例や千葉県の小・中学生の事例、全国であいついでいる同和地区問い合わせ事件などをあげ、部落出身者の平穏な生活が脅かされている実態を訴えたもの。

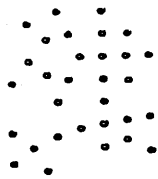
被告Mは、原告の書面を「感想文」と語り、裁判官に原告への注意を迫ったり、傍聴席が満席の法廷を糾弾会にたとえるなど、訴訟指揮や裁判をおとしめるような態度を見せた。

今回は、12月4日14時。

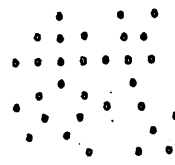
報告集会は市内の埼玉会館でひらき、92人が参加。片岡明幸・県連委員長が経過報告を交えて主催者あいさつし、山本志都・弁護士が弁護人報告。個人原告の池田三男さんの決意表明と、県共闘、県人教、埼玉人企連、神奈川県連、東京都連から連帯あいさつを受け、小野寺一規・県連書記長の音頭で団結がんばろうをおこなった。



裁判所名	さいたま地方裁判所 第2民事部
日時・場所	令和6年6月26日 午後1時40分 さいたま地方裁判所B棟正面玄関前
事件名	オンライン記事掲載差止等請求事件 令和5年(ワ)第2913号
備考	<抽選> ●上記時刻までに上記指定場所に整列された方に対して、整理券を交付します。当選された方には、整理券と引き換えに傍聴券を交付します。整理券の交付開始は、午後1時30分を予定しています。(開廷時刻：午後2時00分) ●裁判所の建物に入る際(出入りする場合には、入る都度)には、所持品検査が必要です。



② 田村



3

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

訴訟指揮等に対する異議申立書

令和6年9月26日

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

被告 宮部龍彦



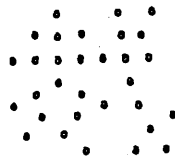
令和6年9月18日の口頭弁論等における裁判長の指揮および今後の措置に対して、被告は強く抗議の意志を示すとともに、民事訴訟法150条により、次のとおり異議申立てをする。

第1 申立の趣旨

- 1 今後の審理を口頭弁論、弁論準備手続のいずれかの方法で行うかを問わず、民事訴訟法87条の2によりオンラインで行うことを求める。それをしないのであれば、当事者双方の意見を聞き、理由を説明せよ。
- 2 書面の提出期限は止むおえない理由がない限り当事者双方が厳守するものとし、期限を過ぎて提出された書面は口頭弁論期日における陳述を認めない。
- 3 弁論においては、被告のために2以上の傍聴席を確保すること。

第2 申立の事由

- 1 令和6年9月4日提出期限の原告準備書面3が、実際に原告らによって提出されたのが同月12日にも関わらず、裁判官は理由の説明を求めることもせ



ず、注意もしなかった。被告自身がそのような行為を他の裁判でも経験しているところであるが、期限を守らないのが裁判所の常識であろうと、社会にとっては非常識であり、被告は受け入れられない。

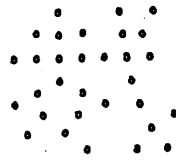
- 2 原告準備書面 3 は明らかに法律上の主張を欠いているにも関わらず、裁判官は原告に主張を促さない。そして、裁判官は当事者双方に、争点を明確にするための提案をすることもなく、漫然と裁判を引き伸ばしている。
- 3 リモートでの審理、あるいは弁論準備手続に付すべきではないかという被告の申し出に対して、原告側に意見を求めることもせず、それらが出来ない理由について説明がない。

特に、本件は被告が遠隔地の居住であるし、後述するように被告の出頭のために裁判所に警備のための過度な負担が生じているのに、リモートでの審理を行わないのは、訴訟経済に反し極めて不合理である。

- 4 令和6年6月26日、同年9月18日の口頭弁論で、次回期日の日程調整の際に、差し障りがないか裁判官が当事者双方に確認する様子がなく、法廷外で原告側と談合して結論を出した上で審理を進めているのではないかという不信が拭えない。
- 5 毎回100人以上の原告側の関係者が傍聴券を求め、少なくとも十数人の職員が警備をするのは、実質的に被告に対する威圧、一般傍聴者への妨害であるのみならず、裁判所にとっても著しい負担になっている。

被告1人の問題ではなく、民事訴訟の手続きを本来の目的ではなく、当事者への威圧のために用いることを裁判所が認めるようなものであり、看過することができない。

以上



④

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

移 送 申 立 書

令和6年9月26日

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

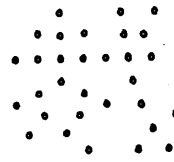
被告 宮部龍彦

第1 申立ての趣旨

頭書事件について、横浜地方裁判所相模原支部に移送する。
との裁判を求める。

第2 申立ての理由

- 1 訴えは、突然訴えられることとなる被告の応訴の負担を考慮して、原則被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する(民事訴訟法4条1項)。そして被告の普通裁判籍は住所地にある(同条2項)ところ、被告の現在の住所は、神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1番23である。
- 2 さらに、不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所に提起するのが原則である(民事訴訟法5条9号)。そして、原告が言うところの人格権侵害等にあたるという情報を配信しているサーバーは、現在被告の住所に設置されている。
- 3 以上のことから、横浜地方裁判所相模原支部に訴えを提起するのが原則である。
- 4 また、原告には訴訟代理人である弁護士がいるのに対し、被告はいわゆる本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上である。
さらに、原告は神奈川県から埼玉県まで自らの出捐で交通費と移動の時間を



負担する上、仕事も休む必要があり、応訴の煩雑さと労力が求められる。その負担は、本件訴訟物の価額や重要性に比して過度なものである。

この点、民事訴訟法 17 条にいう訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者間の衡平を図る必要がある。

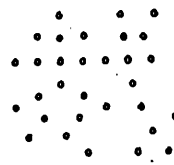
- 5 そして、原告は、訴訟に精通した訴訟代理人を有していることから、原告自ら仕事等を休んで出頭する必要はなく、横浜地方裁判所相模原支部における訴訟追行に支障があるとは、到底認められない。

原告が提出した当事者目録によれば、訴訟代理人弁護士の本山志都の事務所は東京都江東区にあることから、被告がさいたま地方裁判所に出頭するよりも、訴訟代理人弁護士が横浜地方裁判所相模原支部に出頭することの方が、はるかに負担が少ない。

- 6 また、その訴訟代理人の出頭についても事件の審理に際して、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（民事訴訟法 87 条の 2）によって、口頭弁論期日における手続を行うこともできる。

仮に、当事者尋問又は証人尋問が必要となる場合であっても、映像等の送受信による通話の方法による尋問（同法 204 条）等を行うことが可能であるから、事件を横浜地方裁判所相模原支部で審理する場合の原告の負担が大きなものとは認められない。

- 7 また、御庁にとって顕著な事実として、これまで 3 回にわたる口頭弁論の全てにおいて、原告側の関係者が多数（100 人以上）傍聴のために訪れ、毎回傍聴券が配布されている。そのため、個人である被告側や一般の傍聴人が傍聴しづらい状況が続いており、このこと自体が既に均衡を欠いている。また、原告側がそれだけの傍聴人を「動員」する資金と能力があれば、原告らは横浜地方



裁判所相模原支部まで出頭する費用と時間を捻出することはたやすいはずである。それだけでなく、原告らは同様の裁判で裁判所までの交通費を熊谷市の補助金で賄っていた事実がある(乙 20)。

- 8 よって裁判の当事者間の衡平を図るために、被告は、民事訴訟法 17 条に基づき、原告の被告に対する訴えを横浜地方裁判所相模原支部へ移送することを求める。

以上

次頁
⑤

抗 告 許 可 申 立 書

令和6年10月10日

大阪高等裁判所 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の、東京高等裁判所令和6年(ラ)第2028号移送申立却下決定に対する抗告事件(原審・新潟地方裁判所令和6年(モ)第20号、基本事件・同裁判所令和6年(ワ)第23号)について、同裁判所が令和6年10月4日にした決定(決定書送達日 令和6年10月8日)は不服であり、最高裁判所に対し、同決定を破棄した上更に相当な裁判を求めるため、抗告許可の申立てをする。

第1 原決定の表示

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 抗告許可申立ての趣旨

本件抗告を許可する。

第3 抗告許可申立ての理由

おって、抗告許可申立理由書を提出する。

以上



HOME



NEWS 主張



運動コラム



カイト



解説



県民の声



国際

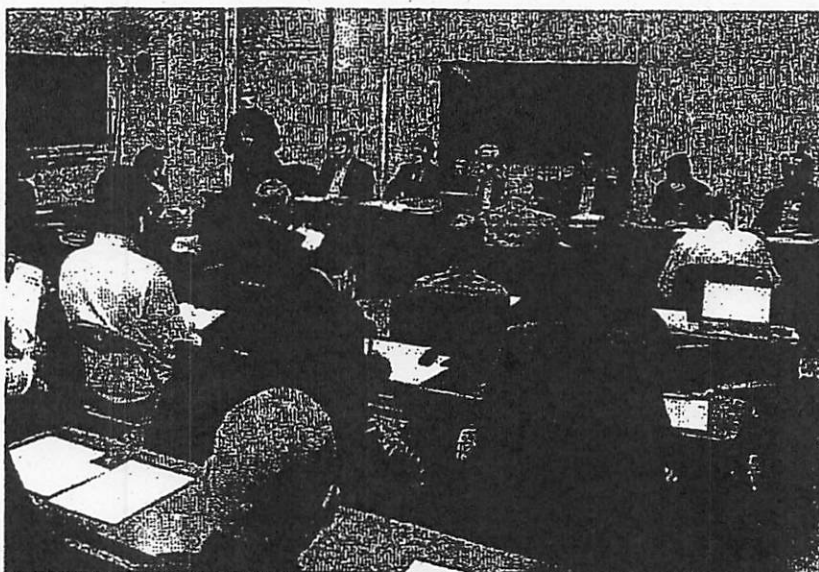


リンク

NEWS & 主張

第1回期日が取り消しに～「部落探訪」削除裁判 新潟訴訟 新潟

「解放新聞」(2024.06.15-3104)



県連の長谷川委員長が、被告Mの差別行為を「新潟の地で止めよう」と強く訴えた(5月24日・新潟市)

【新潟】県内の被差別部落をさらすウェブページ記事・動画の削除といっさいの方法での公表禁止、損害賠償を求めた「部落探訪」新潟訴訟の第1回口頭弁論が5月24日午後、新潟市の新潟地方裁判所で予定されていたが、被告である鳥取ルーブ・示現舎が裁判官忌避を申し立てたために、取り消しとなった。この暴挙にたいし、「部落探訪」削除裁判新潟訴訟弁護団と新潟県連は同日、共催で「部落探訪」削除裁判新潟訴訟 第1回公判取り消し真相報告集会」を同地裁構内の弁護士会館でひらき、県内外から80人が結集。裁判をいたずらに引き延ばそうと策動する被告Mにたいし、徹底的に闘う決意を固めた。地元新潟選出の西村智奈美・立憲民主党代表代行(衆議院議員・代理)をはじめ国会議員、地元自治体議員らも参加、地元紙をはじめ、マスメディアから複数の参加もあった。

弁護団、原告らが訴え関いの方向性を確認し

集会では、Mの裁判所移送の申し立て(Mは裁判を神奈川に移そうとしたが裁判所に却下された)、裁判官忌避の申し立て、同日の口頭弁論の取り消しまでの被告の妨害行為を整理しながら、裁判の争点、今後の日程をはじめ裁判闘争の方向について弁護団が報告。河村健夫・弁護団長は、「過去の裁判でもMは裁判官忌避をおこなっている。足止め、かく乱を狙った手続きだと思うが、弁護団はMの差別行為を追撃する準備書面作成・提出をすすめていく。裁判は一定期間止まるが、ひき続き支援を」とのべた。中央本部からは片岡副委員長が参加し、大阪地裁の「部落探訪」削除の仮処分命令と「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の成果とあわせて「情報流通プラットフォーム対処法」の概要について報告した。長谷川サナエさんら個人原告も発言し、支援を訴えた。

差別の拡散・拡大を新潟の地で止めよう



開会あいさつをおこなった長谷川均・新潟県連委員長は「本来なら120人を超える仲間が結集し、被告の行為に「部落差別の拡散・拡大を許さない」と声をあげるはずだったが、期日は取り消しとなった。被告Mの行為は運動のかく乱。全国の地域をインターネットにさらし差別をあおるMの行為、彼の「野望的な差別行為」をここ新潟で止める、そういった思いを一つにする仲間から心配の声をたくさんもらっている。真相を確認する学習会としてとりくむ。勝利まで多くの仲間の協力をよびかけると強調した。つづいて弁護団が取り消しまでの経過を報告。またMが提訴した県教育委員会への情報開示請求訴訟について、近藤正道・弁護団副団長が報告。「部落探訪」削除裁判新潟訴訟を支援する会、部落解放新潟県共闘会議、部落解放・人権政策確立要求新潟県実行委員会の代表者が連帯アピール。完全勝利に向け団結し、闘いの輪をさらに広げていくことを確認した。(続報掲載予定)



「解放新聞」購読の申し込み先

解放新聞社 大阪市港区波除4丁目1-37 TEL 06-6581-8516/FAX 06-6581-8517

定 価：1部 8頁 115円/特別号 (年1回 12頁 180円)

年 ぎ め：1部 (月3回発行) 4320円 (含特別号/送料別)

送 料：年 1554円 (1部購読の場合)





令和6年(モ)第1083号 移送申立て事件

(基本事件 令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件)

申立人(基本事件被告) 官部龍彦

相手方(基本事件原告) 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

意見書

2024年10月2日

大阪地方裁判所第22民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 中井雅



同 弁護士 南和



同 弁護士 小野順



第1 申立の趣旨に対する意見

被告による移送申立を却下する。

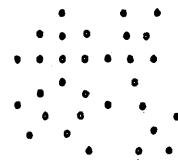
との裁判を求める。

第2 理由

1. 土地管轄は大阪地裁にあること

(1) 義務履行地が大阪であること

基本事件の土地管轄は、原告らが被告に対し、損害賠償を求める訴えを含んでいるところ、当該訴えの義務履行地(民事訴訟法第5条1号)として原告らの住所地



を管轄する大阪地方裁判所である。

(2) 不法行為地が大阪であること

被告は、「不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所に提起するのが原則である（民事訴訟法5条9号）。そして、原告が言うところの人格権侵害等にあたるという情報を配信しているサーバーは、現在被告の住所に設置されている。」と述べる（申立書第2・2）。

しかし、インターネットによる権利侵害に関しては、侵害記事が掲載されたウェブサイトの発信地（行為地）及び受信地（侵害発生地）がいずれも不法行為地に該当するとされており、サーバー所在地は重視する必要はないと指摘されている（秋山幹男・伊藤眞ほか「コンメンタール民事訴訟法Ⅰ 第3版」日本評論社刊225頁参照）。そのため、被告のいうサーバー所在地を考慮する必要はなく、本件では原告らの住所地が「不法行為があった地」に含まれる。

しかも、大阪の地は、単に本件各記事を開覧した地ではなく、訴状別紙投稿記事目録記載の各記事で晒されている被差別部落が所在する地であるから、紛争解決にあたって最も適した管轄裁判所は大阪地方裁判所である。

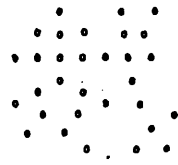
したがって、基本事件の土地管轄は、「不法行為があった地」（民事訴訟法5条9号）として原告らの住所地を管轄する大阪地方裁判所にある。

2 本人訴訟であるか否かは「当事者間の衡平」とは無関係であること

被告は、「原告には訴訟代理人である弁護士がいるのに対し、被告はいわゆる本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上である。」と述べる（申立書第2・4）。

しかし、被告は弁護士に基本事件の訴訟代理人を委任することができる（民事訴訟法54条1項参照）。

したがって、「本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上」であったとしても、そのような事情は「当事者間の衡平」とは無関係である。



3 被告が大阪地裁に出廷するのに負担はないこと

被告は、「原告は神奈川県から大阪府まで自らの出捐で交通費と移動の時間を負担する上、仕事も休む必要があり、応訴の煩雑さと労力が求められる。その負担は、本件訴訟物の価額や重要性に比して過度なものである。」と述べる（申立書第2・4）。

しかし、訴状別紙投稿記事目録記載のとおり、「部落探訪」は大阪に限っても40回に達している。また、「部落探訪」は、全国的に見れば、2024年6月30日時点で367か所となっており（訴状28頁）、同年9月30日時点で380か所となっている。つまり、被告は、極めて高頻度に「部落探訪」を続けてインターネット上での人格権侵害を拡大させ続けているのであり、そのことに費やす資力と時間は有しているのとである。

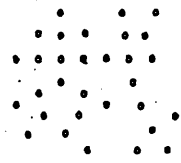
したがって、被告がいう「交通費と移動の時間」、「仕事も休む必要」は、上記「部落探訪」の履歴に照らせば極めて軽微な負担であり、その負担を被告に負わせても「衡平」を損なうことはない。また、本件訴訟の内容や被告の行為等から当然に負うべき負担である。

4 原告ら住所及び同代理人事務所が大阪にあること

被告は「…被告が御庁に出頭するよりも、原告代理人弁護士あるいは原告らと関連する弁護士が横浜地方裁判所相模原支部に出頭する方が、はるかに負担が少ない。」と述べる（申立書第2・5）。

しかし、原告は、個人原告が1名と部落解放同盟大阪府連合会である。形式的には個人1と法人1であるが、部落解放同盟大阪府連合会には多くの同盟員が所属しており、基本事件の利害関係者は多数にのぼる。また、原告ら代理人は、3名とも大阪に事務所があり、大阪弁護士会に所属する弁護士である。

原告らは、基本事件の期日には毎回出席する予定であり、遠方の裁判所への出席は被告以上に負担となる。また、原告らは、本件投稿記事目録記載の各記事によって差別されない権利等の人格権が侵害されたとして慰謝料等を請求していることから、審理において原告らの当事者尋問が必須であり、遠方の裁判所になれば当事者尋問も被



告以上に負担となる。

なお、被告は原告ら代理人のうち1名が別件訴訟の代理人として東京地裁及び東京高裁に出廷していた旨述べるが、「当事者間の衡平」とはあまりにも関連性のない主張である。

5 民事訴訟法87条の2等による裁判は不十分であること

被告は、遠隔地にいる当事者等の尋問に係る民事訴訟法の規定を指摘するが、公開の法廷における対面でのコミュニケーションができないこと、書証の提示が円滑に実施できない等尋問手続として不十分であること、等から補充的に利用されるべきである。

6 本移送申立の動機目的

新潟地方裁判所令和6年5月13日付決定（資料1）の主文及び理由を前提にすれば、被告は、本移送申立が却下される可能性が高いことは理解しているはずである。しかも、令和6年9月26日付移送申立書の内容は、同新潟地裁決定における移送申立書（資料1・5頁）とほぼ同内容であり、より本移送申立が却下される可能性が高いことを認識しているといえる。それにもかかわらず、被告は、令和6年9月26日に至って本移送申立書を提出しているのであるから、同移送申立は基本事件の第1回口頭弁論期日（10月24日）の取消・延期を狙っていると見られてもやむを得ない。

7 結論

以上のとおり、被告による移送申立は、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者の衡平を図るため必要がないので、却下されるべきである。

以上

附 属 書 類

資料1 新潟地方裁判所令和6年5月13日付決定 1通

令和6年(モ)第20号移送申立て事件(基本事件・令和6年(ワ)第23号)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

本件移送申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由等

別紙移送申立書記載のとおりである。

これに対する相手方らの意見は、別紙移送申立てに対する意見書記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 基本事件の概要

相手方らは、申立人が相手方ら(相手方新潟県連を除く。)及び相手方新潟県連の構成員の居住地域を被差別部落と特定しこれを複数の記事(以下「本件各記事」という。)にしてインターネット上に公開したこと、相手方ら(相手方新潟県連を除く。)の氏名をインターネット上に公開したこと等によって、相手方ら等の差別されない権利やプライバシー権が侵害されたと主張して、①申立人に対し、人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、本件各記事の削除及びその掲載等の差止めを求めるとともに、②申立人及び申立外(基本事件被告)示現舎合同会社(以下「申立外示現舎」という。)に対し、申立人については民法709条に基づき、申立外示現舎については民法715条に基づき、損害賠償金として相手方1人当たり220万円及びこれらに対する不法行為の後(訴状送達日の翌日)から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

2 検討

(1) 基本事件の土地管轄は、義務履行地(民事訴訟法5条1号)として相手方

らの住所地を管轄する新潟地方裁判所並びに申立人及び申立外示現舎の普通裁判籍（同法4条1項）の所在地を管轄する横浜地方裁判所にあるというべきである。

- 5 (2) 申立人は、不法行為に関する訴えは「不法行為があった地」（同法5条9号）であるサーバー設置地を管轄する横浜地方裁判所に訴えを提起するのが原則であると主張する。

しかし、サーバー設置地が「不法行為があった地」に当たるか否かはともかく、本件各記事を閲覧した地は「不法行為があった地」に含まれ得るし、
10 そもそも、上記(1)のとおり、相手方らは、基本事件の訴えの提起を、義務履行地を管轄する新潟地方裁判所と申立人及び申立外示現舎の普通裁判籍を管轄する横浜地方裁判所のいずれにすることもできるのであって、「不法行為があった地」の管轄裁判所に訴えを提起するのが原則であると解すべき理由はない。

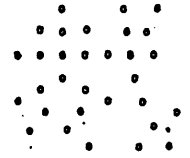
- 15 (3) 申立人は、申立人の住所のある神奈川県から新潟地方裁判所まで出頭する必要があるところ、その出頭に要する費用・時間、出頭のための休業の必要等において過度の負担を強いられると主張する。

しかし、相手方ら（相手方新潟県連を除く。）も基本事件の手続に毎回出頭する旨の意向を示していることに照らせば、基本事件を横浜地方裁判所に移送しなければ当事者間の衡平を害することとなるものとは認められない。

- 20 (4) 申立人は、基本事件を横浜地方裁判所に移送した場合でも、民事訴訟法87条の2に定める方法による口頭弁論期日における手続遂行や同法204条に定める方法による証人尋問等を行うことが可能であるから、相手方らの負担が過大になることはないとも主張する。

しかし、申立人が主張するような方法での口頭弁論期日における手続遂行
25 や証人尋問等が適切か否かは現時点では明らかでない。

- (5) その余の申立人の主張を踏まえても、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事



者間の衡平を図るために基本事件を横浜地方裁判所に移送するのが相当とは認められない。

3 結論

以上によれば、本件移送申立ては理由がない。

令和6年5月13日

新潟地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 坂 本 浩



裁判官 高 橋 千



裁判官 高 橋 健



10

(別紙)

当事者目録

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

申立人 (基本事件被告) 宮 部 龍 彦

5

相手方 (基本事件原告) [Redacted]

相手方 (基本事件原告) [Redacted]

10

相手方 (基本事件原告) [Redacted]

新潟県上越市北本町4-3-9

相手方 (基本事件原告) 部落解放同盟新潟県連合会

(以下「相手方新潟県連」という。)

同代表者執行委員長 長 谷 川 均

15

相手方ら代理人弁護士 河 村 健 夫

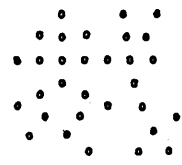
同 近 藤 正 道

同 和 田 光 弘

同 上 野 祐

同 細 野 希

(別紙)



下
本

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

移送申立書

令和6年4月19日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

被告 宮部龍彦



第1 申立ての趣旨

頭書事件について、横浜地方裁判所相模原支部に移送する。
との裁判を求める。

第2 申立ての理由

- 1 訴えは、突然訴えられることとなる被告の応訴の負担を考慮して、原則被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する(民事訴訟法4条1項)。そして被告の普通裁判籍は住所地にある(同条2項)ところ、被告の現在の住所は、神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1番23である。
- 2 さらに、不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所に提起するのが原則である(民事訴訟法5条9号)。そして、原告が言うところの人格権侵害等にあたるという情報を配信しているサーバーは、現在被告の住所に設置されている。
- 3 以上のことから、横浜地方裁判所相模原支部に訴えを提起するのが原則である。
- 4 また、原告には訴訟代理人である弁護士がいるのに対し、被告はいわゆる本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上である。

さらに、原告は神奈川県から新潟県まで自らの出捐で交通費と移動の時間を

(1)
5



負担する上、仕事も休業する必要があり、応訴の煩と労力が求められる。その負担は、本件訴訟物の価額や重要性に比して過度なものである。

この点、民事訴訟法 17 条にいう訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者間の衡平を図る必要がある。

- 5 そして、原告は、訴訟に精通した訴訟代理人を有していることから、原告自ら仕事等を休んで出頭する必要はなく、横浜地方裁判所相模原支部における訴訟進行に支障があるとは、到底認められない。

原告が提出した当事者目録によれば、訴訟代理人弁護士河村建夫の事務所は東京都板橋区にあることから、被告が新潟地方裁判所に出頭するよりも、訴訟代理人弁護士が横浜地方裁判所相模原支部に出頭することの方が、はるかに負担が少ない。

- 6 また、その訴訟代理人の出頭についても事件の審理に際して、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（民事訴訟法 87 条の 2）によって、口頭弁論期日における手続を行うこともできる。

仮に、当事者尋問又は証人尋問が必要となる場合であっても、映像等の送受信による通話の方法による尋問（同法 204 条）等を行うことが可能であるから、事件を横浜地方裁判所相模原支部で審理する場合の原告の負担が大きなものとは認められない。

- 7 よって、被告は、民事訴訟法 17 条に基づき、原告の被告に対する訴えを横浜地方裁判所相模原支部へ移送することを求める。

以上

(2)

6

(別紙)

正本

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

移送申立てに対する意見書

2024年4月30日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河村 健 夫



同 弁護士 近藤 正道



同 弁護士 和田 光 弘



同 弁護士 細野 希



第1 申立の趣旨に対する意見

被告らの移送申立を却下する。

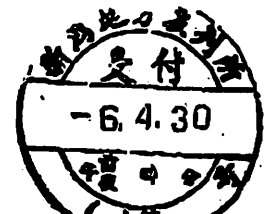
との裁判を求める。

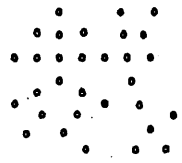
第2 理由

1 本訴訟は、原告らが被告らに対して損害賠償を求める訴えが併合されているところ、当該訴えの義務履行地として新潟地方裁判所が管轄裁判所となる(民事訴訟法第5条第1号)。

(1)

7





被告は、本人訴訟であることを強調するが、被告らが弁護士に対し本件訴訟の代理人を依頼することに何ら支障はない。

また、被告らは、応訴の負担を強調するが、本件ウェブページは、被告官部が、新潟県内にある部落を実際に探索して作成された文章・写真あるいは動画を掲載するものであって、これが新潟県内に所在する原告らの権利ないし法益を侵害するものであれば、新潟県における訴訟追行を甘受すべきことは当然である。

- 2 また、原告は、個人原告が3名の他、部落解放同盟連合会も原告になっている。他方、被告は、被告官部龍彦及び同人が代表社員である示現舎合同会社であるので、被告の訴訟参加者は、実質的には、官部龍彦1名が被告である。

原告らは、本件訴訟に毎回出席する予定であり、遠方の裁判所への出席は、被告官部以上に負担になる。

また、原告らは、本件ウェブページによって権利ないし法益が侵害されたとして慰謝料等を求めていることから、審理において原告らの当事者尋問が必須であり、出廷の必要性は認められる。

被告らは、遠隔地にいる当事者等の尋問に係る民事訴訟法の規定を指摘するが、審問の提示等が円滑に実施できないことも多く、尋問手続きとして不十分な面があり、補充的に利用されるべきである。

- 3 さらに、被告らは、原告らが東京に事務所がある河村弁護士に依頼していることを強調するが、そもそも管轄裁判所は訴訟代理人弁護士の所在地で決まるものではないし、河村弁護士以外の当事者及び訴訟代理人弁護士はすべて新潟であるから、被告らの主張には何ら理由がない。

- 4 以上によれば、被告らの移送申立ては、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の公平を図るため必要がないので、却下されるべきである。

以上

(2)

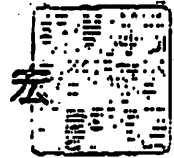
8

これは謄本である。

令和 6 年 5 月 13 日

新潟地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 土 田 幸





これは謄本である。

令和6年10月30日

大阪地方裁判所第22民事部

裁判所書記官 相坂 浩

